

# 実総アリーナLED照明改修事業仕様書

## 1 基本事項

(1) 事業名称

実総アリーナLED照明改修事業

(2) 設置場所

実総アリーナ（日置市吹上町中原1353番地5）

(3) 工事期間

契約締結の翌日から令和9年1月22日（金）まで

ただし、実総アリーナ内での作業は、令和8年12月7日（月）から令和9年1月22日（金）までとする。

(4) 業務費上限額

104,148,000円（消費税額及び地方消費税を含む。）

(5) 業務計画書の提出

受注者は、業務の履行にあたっては、「5 提出書類一覧」に定める実施計画書を作成のうえ、本市に提出し承認を得るものとする。

## 2 事業者選定

事業者は、本事業の仕様書に定める各種業務（設計、施工、維持管理業務等）を確実に実施できる体制を整備する単独企業（以下「単独企業」という。）、又は複数の構成員からなる事業グループ（以下「グループ」という。）とし、事業者の選定は、公募型プロポーザル方式にて実施する（詳細は「募集要領」を参照）。

## 3 LED照明器具の仕様等

(1) 実総アリーナ高天井照明仕様

ア 照明器具及び付属部品等は新品であること。また、必要な照度を高い均斉度のもとで実現しながら、梁に係る荷重を最小化して耐震性能を向上するために、現在設置されている水銀灯に比べて設置台数の削減が可能であること。

- イ 高い省エネルギー効果と十分な照度を両立させるため、器具光束を光源サイズで除して算出される光束発散度が十分高い製品であること。
- ウ 設置後の管理工数削減のため、少ない台数で必要な照度・均斉度を実現可能な製品であること。
- エ 製品の品質・環境配慮を担保するため、ISO9001/14001認証取得工場等で製造された製品であること。併せて、国内に迅速な保守・故障対応体制を有すること。
- オ 各種法令、規格、ガイドライン等に適合した製品又は同等以上と認められる製品であること。
- カ LEDモジュールの定格寿命が60,000時間以上の製品であること。
- キ 調光方式は有線、無線を問わない。無線の場合、周波数帯域は問わないが、通信障害を来すことがないように使用する周波数帯に配慮すること。調光機能を行うために、必要な配線工事等が発生する場合は、専用配線を敷設すること。
- ク 日置市地域防災計画に基づく二次避難所としての使用を想定し、個別調光制御（10～100%）機能を有し、10種以上の調光グループパターンを登録できる製品であること。
- ケ 平均照度に関しては、100%点灯時で床面1,000ルクスを確保すること。なお、保守率は0.80、反射率は床30%・天井30%・壁30%とする。
- コ 色温度は5,000K程度を確保できる製品であること。
- サ エネルギー消費効率が110lm/W以上の製品であること。
- シ 施設利用者のまぶしさ軽減のため、グレア対策を講じること。
- ス 遠隔地(事務所)から各ポールのオンオフ制御及び調光制御（10%～100%）が可能な製品であること。
- セ 施設利用者等の安全確保のため、落下防止ワイヤー等による落下防止措置を講じること。

(2) その他建物に付帯しているもの全ての仕様

- ア 照明器具及び付属部品等は新品であること。また、均斉度を鑑みて、1対1以上で交換すること。
- イ 既存蛍光灯器具に直管型 LED ランプを取り付けて使用する工法（いわゆる代替型・リプレース型 LED ランプへの交換）は認めず、安全性および器具保証の観点から、LED一体型照明器具への更新とすること。
- ウ 製品の品質・環境配慮を担保するため、ISO9001/14001認証取得工場等で製造された製品であること。併せて、国内に迅速な保守・故障対応体制を有すること。
- エ 各種法令、規格、ガイドライン等に適合した製品又は同等以上と認められる製品であること。

オ LEDモジュールの寿命は40,000時間以上（光源の光束維持率はベースライト型照明器具が85%、投光器・高天井照明及びダウンライト型照明器具は80%以上）の器具とすること。

カ 外部に設置する照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。

キ 照度はJIS規格における必要照度が定められている部屋について、必要照度以上が確保できるような照明器具を選定すること。規格にない部屋については、既存照明の照度と同等とすること。

ク 色温度及び平均演色評価数（Ra）は、既存の照明器具と同等とすること。

ケ 非常用の照明装置については、原則既存と同等の設置方法とし、床面において2lx以上を確保すること。

### (3) 設置工事

ア 受注者は、受注者の責任のもと、日置市内の電気工事業者等により設置作業を施工するものとし、当該作業に必要な資格を有する者を選定すること。ただし、工法に関する特許や市内の電気工事業者の人員体制等の事由により、これによることのできない場合は、速やかに発注者と協議すること。

イ 工事着手前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者に報告し、協議すること。

ウ 受注者は、業務着手時、月末、納品時、その他発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。また、受注者は、工事着手前に、発注者と施工日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を報告すること。

エ 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。

オ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

カ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

キ 工事期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出するものとする。

ク 施工にあたり、施設運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。

ケ 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。

コ 作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮

置場等の施設の敷地内における必要な場所については、事前に発注者の承諾を得ること。

サ 既設照明器具撤去に伴い、天井改修等が必要な場合は、これを受注者の負担で行い、現状復旧を行うこと。

シ 発注者との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成し、照明の配置変更が必要な場合は、発注者と協議すること。

ス 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。

セ 作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は清掃を行うこと。

ソ 施工前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を発注者に報告すること。

タ 照明器具設置前後の照度計による測定を行い、その結果を発注者に報告すること。

チ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関係法令を遵守し、受注者で処分すること。

ツ PCBを含む安定器等があった場合は、取扱いについて発注者と協議すること。

テ アスベスト含有のおそれがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえで適切な方法で作業を行うこと。

ト 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。

#### ナ 検査

(ア) 取替工事の完了した施設は、速やかに「5 提出書類一覧」で定める完成書を提出し、検査を受けること。

(イ) 足場（脚立足場を除く。）を使用して取替工事を行った箇所については、事前に発注者に報告し、検査時期の協議を行うこと。

(ウ) 検査は受注者の立会いのもと行うこと。

(エ) 検査で是正指示があった箇所については、受注者の責任においてこれを是正し、是正報告（是正前後写真等）を発注者に行うこと。

## 4 その他特記事項

(1) 受注者は、利用開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。

- (2) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者が企画提案を行った項目やプレゼンテーション及びヒアリング内容については、本市と協議のうえ必要に応じて契約締結時に仕様書に追加するものとする。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議をし、これを処理するものとする。
- (5) 本事業の履行にあたっては、建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律および本事業に関係する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、政令で定めるものに準拠すること。
- (6) 設置工事料の支払については、検査合格通知後、事業者からの請求により30日以内に支払うこととする。

## 5 提出書類一覧

次に掲げる書類2部及びデータ一式を期日までに発注者に提出すること。

期日	提出書類	内容	備考
施工前	実施計画書	① 業務実施方針	
		② 実施工程表	
		③ 施工体系図	
		④ 緊急時連絡体制	
施工後	完成図書	① 照明器具配置図	
		② 照明器具設置前後の写真	
		③ 官公署へ提出した届け出、報告書	
		④ 照明器具一覧	
		⑤ 照度測定結果一覧	部屋ごとに記載すること
		⑥ 絶縁抵抗・導通試験結果一覧	
		⑦ 照明器具仕様書	
		⑧ 産業廃棄物処理管理表	